

# 平成 26 年 3 月第 1 回市議会定例会 議案等概要

## 1 日 程

- |     |         |           |
|-----|---------|-----------|
| (1) | 招 集 告 示 | 2月21日 (金) |
| (2) | 開 会     | 3月 4日 (火) |

## 2 提出案件

- |      |             |              |
|------|-------------|--------------|
| (1)  | 報 告         | 3 件          |
| (2)  | 条 例         | 4 6 件        |
| (3)  | 予 算         | 1 1 件        |
| (4)  | 補 正 予 算     | 2 件          |
| (5)  | 新市建設計画の変更   | 1 件          |
| (6)  | 契 約 の 締 結   | 1 件          |
| (7)  | 財 産 の 貸 付   | 1 件          |
| (8)  | 市 道 の 認 定 等 | 3 件          |
| (9)  | 区 域 の 変 更   | 2 件          |
| (10) | 訴 え の 提 起   | 1 件          |
| (11) | 補 正 予 算     | 8 件 追加議案     |
| (12) | 人 計         | 2 件 最終日・追加議案 |
|      |             | 8 1 件        |

土 浦 市

## 提出案件一覧

### 報告

#### 【専決処分 3件】

- 1 報告第1号 専決処分の承認について（和解について）
- 2 報告第2号 専決処分の報告について（和解について）
- 3 報告第3号 専決処分の報告について（和解について）

### 議案

#### 【条例 15件 通常分】

- 1 議案第1号 土浦市つくしの家条例の一部改正について
- 2 議案第2号 土浦市国民健康保険税条例の一部改正について
- 3 議案第3号 土浦・阿見都市計画事業土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例の一部改正について
- 4 議案第4号 土浦都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 5 議案第5号 土浦市学区審議会条例の一部改正について
- 6 議案第6号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 7 議案第7号 土浦市火災予防条例の一部改正について
- 8 議案第8号 土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 9 議案第9号 土浦市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 10 議案第10号 土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 11 議案第11号 ※土浦市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
- 12 議案第12号 ※土浦市社会教育委員条例の全部改正について
- 13 議案第13号 ※土浦市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 14 議案第14号 土浦市母子生活支援施設条例の廃止について
- 15 議案第15号 土浦市都和小学校児童通学バス運行に関する条例の廃止について

※地域主権一括法関係

#### 【条例 31件 消費税増税関係分】

- 1 議案第16号 土浦市行政財産使用料条例の一部改正について
- 2 議案第17号 土浦市手数料条例の一部改正について
- 3 議案第18号 土浦市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正について
- 4 議案第19号 土浦市自転車駐車場条例の一部改正について
- 5 議案第20号 土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について
- 6 議案第21号 土浦市霊園条例の一部改正について
- 7 議案第22号 土浦市営斎場条例の一部改正について
- 8 議案第23号 土浦市総合福祉会館条例の一部改正について
- 9 議案第24号 土浦市新治総合福祉センター条例の一部改正について
- 10 議案第25号 土浦市ふれあいセンター条例の一部改正について
- 11 議案第26号 土浦市農業センター条例の一部改正について
- 12 議案第27号 土浦市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

- 13 議案第 28 号 土浦市勤労者総合福祉センター条例の一部改正について
- 14 議案第 29 号 土浦市勤労青少年ホーム条例の一部改正について
- 15 議案第 30 号 土浦市公設地方卸売市場条例の一部改正について
- 16 議案第 31 号 土浦まちかど蔵条例の一部改正について
- 17 議案第 32 号 土浦市小町の館条例の一部改正について
- 18 議案第 33 号 土浦市都市公園条例の一部改正について
- 19 議案第 34 号 土浦市駐車場条例の一部改正について
- 20 議案第 35 号 土浦市下水道条例の一部改正について
- 21 議案第 36 号 土浦市生涯学習館条例の一部改正につて
- 22 議案第 37 号 土浦市立公民館条例の一部改正について
- 23 議案第 38 号 土浦市青少年の家条例の一部改正について
- 24 議案第 39 号 霞ヶ浦文化体育施設条例の一部改正について
- 25 議案第 40 号 土浦市体育施設の利用に関する条例の一部改正について
- 26 議案第 41 号 土浦市立武道館条例の一部改正について
- 27 議案第 42 号 土浦市新治運動公園条例の一部改正について
- 28 議案第 43 号 土浦市新治トレーニングセンター条例の一部改正について
- 29 議案第 44 号 土浦市立土浦市民会館条例の一部改正について
- 30 議案第 45 号 土浦市亀城プラザ条例の一部改正について
- 31 議案第 46 号 土浦市水道事業給水条例の一部改正について

**【予算 11 件】**

- 1 議案第 47 号 平成 26 年度土浦市一般会計予算
- 2 議案第 48 号 平成 26 年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 3 議案第 49 号 平成 26 年度土浦市駐車場事業特別会計予算
- 4 議案第 50 号 平成 26 年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第 51 号 平成 26 年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第 52 号 平成 26 年度土浦市介護保険特別会計予算
- 7 議案第 53 号 平成 26 年度土浦市下水道事業特別会計予算
- 8 議案第 54 号 平成 26 年度土浦市公設地方卸売市場事業特別会計予算
- 9 議案第 55 号 平成 26 年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算
- 10 議案第 56 号 平成 26 年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計予算
- 11 議案第 57 号 平成 26 年度土浦市水道事業会計予算

**【補正予算 2 件】**

- 1 議案第 58 号 平成 25 年度土浦市一般会計補正予算（第 7 回）
- 2 議案第 59 号 平成 25 年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）

**【新市建設計画の変更】**

1 議案第60号 新市建設計画の変更について

【契約 1件】

- 1 議案第61号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事  
請負契約の締結について

【財産の貸付 1件】

- 1 議案第62号 財産の貸付けについて

【市道の認定等 3件】

- 1 議案第63号 市道の路線の認定について  
2 議案第64号 市道の路線の変更について  
3 議案第65号 市道の路線の廃止について

【区域の変更 2件】

- 1 議案第66号 町の区域の変更について  
2 議案第67号 字の区域の変更について

【訴えの提起 1件】

- 1 議案第68号 訴えの提起について

【追加議案 補正予算 8件】

- 1 議案第69号 平成25年度土浦市一般会計補正予算(第8回)  
2 議案第70号 平成25年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)  
3 議案第71号 平成25年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)  
4 議案第72号 平成25年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第3回)  
5 議案第73号 平成25年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第4回)  
6 議案第74号 平成25年度土浦市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1回)  
7 議案第75号 平成25年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)  
8 議案第76号 平成25年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算  
(第2回)

【最終日・追加議案 2件】

- 1 議案第77号 土浦市教育委員会委員の任命の同意について  
2 議案第78号 土浦市公平委員会委員の選任の同意について

# 平成 26 年第 1 回市議会定例会 報告

## 【専決処分 3 件】

### 1 報告第 1 号 専決処分の承認について(和解について)

#### 下水道施設管理に係る人身事故の和解

事故発生年月日	平成 24 年 8 月 6 日(月) 午前 10 時 00 分頃
事故発生場所	土浦市大畑 1510 番地 184 地内
相手方	土浦市 男性
原因・状況等	相手方車両が走行中、対向車を避けるため、草むらに入ったところ、地表より突出していた下水道マンホールに車両前方向下部を衝突させた衝撃で首を負傷した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 1,539,847 円 (相手方損害額 2,566,412 円×60%) その余の請求権の放棄
専決処分日	平成 26 年 1 月 31 日

### 2 報告第 2 号 専決処分の報告について(和解について)

#### 道路管理に係る物損事故の和解

事故発生年月日	平成 24 年 12 月 11 日(火) 午前 7 時 30 分頃
事故発生場所	土浦市木田余 1548-2 地先 市道木田余 145 号線
相手方	土浦市 女性
原因・状況等	相手方車両が走行中、対向車を避けるため、道路左側に寄ったところ、路上に突出していた側溝の蓋に車両の一部が接触し損傷した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 58,502 円 (相手方損害額 146,255 円×40%) その余の請求権の放棄
専決処分日	平成 25 年 12 月 19 日

### 3 報告第3号 専決処分の報告について(和解について)

#### 公用車に係る物損事故の和解

事故発生年月日	平成26年1月25日(土) 午後23時40分頃
事故発生場所	土浦市木田余西台9-40 地内
相手方	土浦市 男性
原因・状況等	公用車(救急車)が救急要請のあった相手方宅に進入の際、ブロック塀に接触し一部破損させた。
和解内容	土浦市の損害賠償額 86,625円(相手方損害額の100%) その余の請求権の放棄
専決処分日	平成26年2月14日

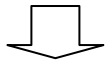

# 平成 26 年第 1 回市議会定例会 議案

## 【条 例 通常分 15 件】

### 1 議案第 1 号 土浦市つくしの家条例の一部改正について

改正の趣旨	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の改正に伴う改正						
改正の主な内容	<p>○条例で規定するつくしの家が行う、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援サービスの規定について、引用している法律の条項繰り上がりに伴う改正 (制度上の変更はない)</p> <p><b>改正前</b></p> <table border="1"><tr><td>法第 5 条第 1 3 項</td></tr><tr><td>1 4 項</td></tr><tr><td>1 5 項</td></tr></table> <p>⇒</p> <p><b>改正後</b></p> <table border="1"><tr><td>法第 5 条第 1 2 項</td></tr><tr><td>1 3 項</td></tr><tr><td>1 4 項</td></tr></table>	法第 5 条第 1 3 項	1 4 項	1 5 項	法第 5 条第 1 2 項	1 3 項	1 4 項
法第 5 条第 1 3 項							
1 4 項							
1 5 項							
法第 5 条第 1 2 項							
1 3 項							
1 4 項							
施行日	平成 26 年 4 月 1 日						

## 2 議案第2号 土浦市国民健康保険税条例の一部改正について

改正の趣旨	国民健康保険財政の健全な運営を図るための等の改正																								
改正の主な内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>改正の要因(問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①医療費など支出の増, 国保税収入の減少による国保財政の悪化(繰入金)の問題</li> <li>②資産を持つ被保険者の負担・不公平感の問題</li> <li>③応能・応益割合の平準化の問題</li> </ul> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">             土浦市国民健康保険運営協議会へ諮問⇒答申         </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国保税率改正</li> <li>②資産割の廃止</li> <li>③応能割 59 : 応益割 41 → 応能割 52 : 応益割 48</li> </ul> </div> <p>国保税率及び額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">応 能 割</th> <th colspan="2">応 益 割</th> </tr> <tr> <th>所得割</th> <th>資産割</th> <th>均等割額</th> <th>平等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎賦課額</td> <td>6.59/100 (6.47/100)</td> <td>- (11.14/100)</td> <td>20,500円 (16,900円)</td> <td>24,900円 (18,900円)</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者 支援金賦課額</td> <td>2.68/100 (2.56/100)</td> <td>- (3.85/100)</td> <td>7,700円 (6,600円)</td> <td>9,300円 (7,300円)</td> </tr> <tr> <td>介護納付金 賦課額</td> <td>2.08/100 (1.77/100)</td> <td>- (2.85/100)</td> <td>9,000円 (7,900円)</td> <td>6,300円 (5,400円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※( )は改定前</p>	区 分	応 能 割		応 益 割		所得割	資産割	均等割額	平等割	基礎賦課額	6.59/100 (6.47/100)	- (11.14/100)	20,500円 (16,900円)	24,900円 (18,900円)	後期高齢者 支援金賦課額	2.68/100 (2.56/100)	- (3.85/100)	7,700円 (6,600円)	9,300円 (7,300円)	介護納付金 賦課額	2.08/100 (1.77/100)	- (2.85/100)	9,000円 (7,900円)	6,300円 (5,400円)
区 分	応 能 割		応 益 割																						
	所得割	資産割	均等割額	平等割																					
基礎賦課額	6.59/100 (6.47/100)	- (11.14/100)	20,500円 (16,900円)	24,900円 (18,900円)																					
後期高齢者 支援金賦課額	2.68/100 (2.56/100)	- (3.85/100)	7,700円 (6,600円)	9,300円 (7,300円)																					
介護納付金 賦課額	2.08/100 (1.77/100)	- (2.85/100)	9,000円 (7,900円)	6,300円 (5,400円)																					
施行日	平成 26 年 4 月 1 日																								



**3 議案第3号 土浦・阿見都市計画事業土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例の一部改正について**

改正の趣旨	土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業について、施行区域に含まれる地域の名称変更に伴う改正、及び当初の事業計画見直しを行ったことに伴う改正
改正の主な内容	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>①町の区域変更に伴う施行区域に含まれる地域の名称の改正</b></p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>改正前</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">土浦市有明町及び大和町の各一部</div> </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="text-align: center;"> <p><b>改正後</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">土浦市大和町の一部</div> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>②当初の民間能力活用を見込み、特定事業者参加の規定等を盛り込んだ、事業計画について、事業規模縮小を図るとともに、公共性を重視した計画に変更したことに伴う改正</b></p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>改正前</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事業者参加者に関する規定</li> <li>・ 特定建築者に関する規定等</li> </ul> </div> </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="text-align: center;"> <p><b>改正後</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">削 除</div> </div> </div>
施行日	公布の日から施行する

#### 4 議案第4号 土浦都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	霞ヶ浦湖北流域関連土浦市公共下水道事業計画変更認可を行い、来年度からの整備工事の着手にあたり、実施区域を追加するための改正																
改正の主な内容	<p style="text-align: center;"><b>○認可変更による新たな負担区の追加</b></p> <p style="text-align: center;"><b>追加される負担区</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>負担区の名称</th> <th>実施区域 (各一部区域)</th> <th>単位負担金額 (1㎡あたり)</th> <th>実施区域の地積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9" style="text-align: center;">第13負担区</td> <td>手野町</td> <td rowspan="9" style="text-align: center;">410円</td> <td rowspan="9" style="text-align: center;">56.1ha</td> </tr> <tr><td>田村町</td></tr> <tr><td>中貫</td></tr> <tr><td>穴塚</td></tr> <tr><td>粕毛</td></tr> <tr><td>佐野子</td></tr> <tr><td>上高津</td></tr> <tr><td>下高津四丁目</td></tr> <tr><td>乙戸南二丁目</td></tr> </tbody> </table>	負担区の名称	実施区域 (各一部区域)	単位負担金額 (1㎡あたり)	実施区域の地積	第13負担区	手野町	410円	56.1ha	田村町	中貫	穴塚	粕毛	佐野子	上高津	下高津四丁目	乙戸南二丁目
負担区の名称	実施区域 (各一部区域)	単位負担金額 (1㎡あたり)	実施区域の地積														
第13負担区	手野町	410円	56.1ha														
	田村町																
	中貫																
	穴塚																
	粕毛																
	佐野子																
	上高津																
	下高津四丁目																
	乙戸南二丁目																
施行日	平成26年4月1日																

#### 5 議案第5号 土浦市学区審議会条例の一部改正について

改正の趣旨	土浦市学区審議会委員の組織委員等についての改正													
改正の主な内容	<p style="text-align: center;"><b>○審議会委員について、学区審議会に第三者的立場から客観的意見を反映させ、より民意を反映させるための改正</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>改正前</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr><th>区 分</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>市立小学校長及び市立幼稚園長</td></tr> <tr><td>市立中学校及び市立幼稚園のPTAの役員</td></tr> <tr><td>市議会議員</td></tr> <tr><td>学識経験者</td></tr> <tr><td>市の職員</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="text-align: center;"> <p><b>改正後</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr><th>区 分</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>市立小学校長及び市立幼稚園長</td></tr> <tr><td>市立中学校及び市立幼稚園のPTAの役員</td></tr> <tr><td>市議会議員</td></tr> <tr><td>学識経験者</td></tr> <tr><td><b>「市の職員」→削除</b></td></tr> <tr><td><b>「委員会が特に必要と認めた者」→追加</b></td></tr> </tbody> </table> </div> </div>	区 分	市立小学校長及び市立幼稚園長	市立中学校及び市立幼稚園のPTAの役員	市議会議員	学識経験者	市の職員	区 分	市立小学校長及び市立幼稚園長	市立中学校及び市立幼稚園のPTAの役員	市議会議員	学識経験者	<b>「市の職員」→削除</b>	<b>「委員会が特に必要と認めた者」→追加</b>
区 分														
市立小学校長及び市立幼稚園長														
市立中学校及び市立幼稚園のPTAの役員														
市議会議員														
学識経験者														
市の職員														
区 分														
市立小学校長及び市立幼稚園長														
市立中学校及び市立幼稚園のPTAの役員														
市議会議員														
学識経験者														
<b>「市の職員」→削除</b>														
<b>「委員会が特に必要と認めた者」→追加</b>														
施行日	平成26年6月1日(次回の委員改選の日に合わせて)													

## 6 議案第6号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について

改正の趣旨	入所児童数の増加に伴い、土浦小学校、都和小学校の児童クラブを増設することに伴う改正										
改正の主な内容	<p style="text-align: center;"><b>①土浦小学校の児童クラブを増設する</b></p> <p><b>改正前</b></p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><td>土浦小学校第1児童クラブ</td></tr> <tr><td>土浦小学校第2児童クラブ</td></tr> </table> <p style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">⇒</p> <p><b>改正後</b></p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>土浦小学校第1児童クラブ</td></tr> <tr><td>土浦小学校第2児童クラブ</td></tr> <tr><td>土浦小学校第3児童クラブ(新設)</td></tr> </table>  <p style="text-align: center;"><b>②都和小学校の児童クラブを増設する</b></p> <p><b>改正前</b></p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><td>都和小学校第1児童クラブ</td></tr> <tr><td>都和小学校第2児童クラブ</td></tr> </table> <p style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">⇒</p> <p><b>改正後</b></p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>都和小学校第1児童クラブ</td></tr> <tr><td>都和小学校第2児童クラブ</td></tr> <tr><td>都和小学校第3児童クラブ(新設)</td></tr> </table>	土浦小学校第1児童クラブ	土浦小学校第2児童クラブ	土浦小学校第1児童クラブ	土浦小学校第2児童クラブ	土浦小学校第3児童クラブ(新設)	都和小学校第1児童クラブ	都和小学校第2児童クラブ	都和小学校第1児童クラブ	都和小学校第2児童クラブ	都和小学校第3児童クラブ(新設)
土浦小学校第1児童クラブ											
土浦小学校第2児童クラブ											
土浦小学校第1児童クラブ											
土浦小学校第2児童クラブ											
土浦小学校第3児童クラブ(新設)											
都和小学校第1児童クラブ											
都和小学校第2児童クラブ											
都和小学校第1児童クラブ											
都和小学校第2児童クラブ											
都和小学校第3児童クラブ(新設)											
施行日	平成26年4月1日										

## 7 議案第7号 土浦市火災予防条例の一部改正について

改正の趣旨	消防法施行令の一部改正に伴う改正		
改正の主な内容	<p style="text-align: center;">○条例で規定する、住宅用防災報知設備の種類や規格等の規定について、引用している政令の条項繰り上げに伴う改正 (制度上の変更はない)</p> <p><b>改正前</b></p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><td>令第37条第7号から第7号の3まで</td></tr> </table> <p style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">⇒</p> <p><b>改正後</b></p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>令第37条の第4号から第6号まで</td></tr> </table>	令第37条第7号から第7号の3まで	令第37条の第4号から第6号まで
令第37条第7号から第7号の3まで			
令第37条の第4号から第6号まで			
施行日	平成26年4月1日		

8 議案第8号 土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	消防団員の処遇を向上し、消防団員を確保し、消防団の充実強化を図るための改正																																				
改正の主な内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>○消防団員の報酬の支給額を増額するための改正</p> </div> <p style="text-align: right;">単位:円/年</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>増額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>75,200</td> <td><b>80,000</b></td> <td><b>4,800</b></td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>62,300</td> <td><b>65,000</b></td> <td><b>2,700</b></td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>49,500</td> <td><b>55,000</b></td> <td><b>5,500</b></td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>43,300</td> <td><b>48,000</b></td> <td><b>4,700</b></td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>36,700</td> <td><b>40,000</b></td> <td><b>3,300</b></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>28,300</td> <td><b>33,000</b></td> <td><b>4,700</b></td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>27,200</td> <td><b>32,000</b></td> <td><b>4,800</b></td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>25,800</td> <td><b>30,000</b></td> <td><b>4,200</b></td> </tr> </tbody> </table>	階級	改正前	改正後	増額	団長	75,200	<b>80,000</b>	<b>4,800</b>	副団長	62,300	<b>65,000</b>	<b>2,700</b>	本部員	49,500	<b>55,000</b>	<b>5,500</b>	分団長	43,300	<b>48,000</b>	<b>4,700</b>	副分団長	36,700	<b>40,000</b>	<b>3,300</b>	部長	28,300	<b>33,000</b>	<b>4,700</b>	班長	27,200	<b>32,000</b>	<b>4,800</b>	団員	25,800	<b>30,000</b>	<b>4,200</b>
階級	改正前	改正後	増額																																		
団長	75,200	<b>80,000</b>	<b>4,800</b>																																		
副団長	62,300	<b>65,000</b>	<b>2,700</b>																																		
本部員	49,500	<b>55,000</b>	<b>5,500</b>																																		
分団長	43,300	<b>48,000</b>	<b>4,700</b>																																		
副分団長	36,700	<b>40,000</b>	<b>3,300</b>																																		
部長	28,300	<b>33,000</b>	<b>4,700</b>																																		
班長	27,200	<b>32,000</b>	<b>4,800</b>																																		
団員	25,800	<b>30,000</b>	<b>4,200</b>																																		
施行日	平成 26 年 4 月 1 日																																				

9 議案第9号 土浦市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	消防団員の処遇を向上し、消防団員を確保し、消防団の充実強化を図るための改正																																																																																																																
改正の主な内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>○消防団員の退職報奨金の支給額を増額するための改正</p> </div> <p style="text-align: right;">単位:円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上15年未満</th> <th>15年以上20年未満</th> <th>20年以上25年未満</th> <th>25年以上30年未満</th> <th>30年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>189,000</td> <td>294,000</td> <td>409,000</td> <td>544,000</td> <td>729,000</td> <td>929,000</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>179,000</td> <td>279,000</td> <td>379,000</td> <td>484,000</td> <td>659,000</td> <td>859,000</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>174,000</td> <td>271,500</td> <td>369,000</td> <td>471,000</td> <td>634,000</td> <td>829,000</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>169,000</td> <td>268,000</td> <td>363,000</td> <td>463,000</td> <td>609,000</td> <td>799,000</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>164,000</td> <td>253,000</td> <td>338,000</td> <td>428,000</td> <td>574,000</td> <td>759,000</td> </tr> <tr> <td>部長・班長</td> <td>154,000</td> <td>233,000</td> <td>308,000</td> <td>388,000</td> <td>514,000</td> <td>684,000</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>144,000</td> <td>214,000</td> <td>284,000</td> <td>359,000</td> <td>469,000</td> <td>639,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: right;">単位:円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上15年未満</th> <th>15年以上20年未満</th> <th>20年以上25年未満</th> <th>25年以上30年未満</th> <th>30年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>239,000</td> <td>344,000</td> <td>459,000</td> <td>594,000</td> <td>779,000</td> <td>979,000</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>229,000</td> <td>329,000</td> <td>429,000</td> <td>534,000</td> <td>709,000</td> <td>909,000</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>224,000</td> <td>321,500</td> <td>419,000</td> <td>521,500</td> <td>684,000</td> <td>879,000</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>219,000</td> <td>318,000</td> <td>413,000</td> <td>513,000</td> <td>659,000</td> <td>849,000</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>214,000</td> <td>303,000</td> <td>388,000</td> <td>478,000</td> <td>624,000</td> <td>809,000</td> </tr> <tr> <td>部長・班長</td> <td>204,000</td> <td>283,000</td> <td>358,000</td> <td>438,000</td> <td>564,000</td> <td>734,000</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>200,000</td> <td>264,000</td> <td>334,000</td> <td>409,000</td> <td>519,000</td> <td>689,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一律に50,000円加算 ただし20万円に満たない場合は20万円とする。</p>	階級	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上	団長	189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000	副団長	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000	本部員	174,000	271,500	369,000	471,000	634,000	829,000	分団長	169,000	268,000	363,000	463,000	609,000	799,000	副分団長	164,000	253,000	338,000	428,000	574,000	759,000	部長・班長	154,000	233,000	308,000	388,000	514,000	684,000	団員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000	階級	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上	団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	本部員	224,000	321,500	419,000	521,500	684,000	879,000	分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	部長・班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000
階級	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上																																																																																																											
団長	189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000																																																																																																											
副団長	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000																																																																																																											
本部員	174,000	271,500	369,000	471,000	634,000	829,000																																																																																																											
分団長	169,000	268,000	363,000	463,000	609,000	799,000																																																																																																											
副分団長	164,000	253,000	338,000	428,000	574,000	759,000																																																																																																											
部長・班長	154,000	233,000	308,000	388,000	514,000	684,000																																																																																																											
団員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000																																																																																																											
階級	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上																																																																																																											
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000																																																																																																											
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000																																																																																																											
本部員	224,000	321,500	419,000	521,500	684,000	879,000																																																																																																											
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000																																																																																																											
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000																																																																																																											
部長・班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000																																																																																																											
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000																																																																																																											
施行日	平成 26 年 4 月 1 日																																																																																																																

## 10 議案第10号 土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

改正の趣旨	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の改正に伴う改正
改正の主な内容	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>○条例で規定する公務災害補償のうち、施設に入所中は介護補償を支給しない施設の基準について、引用している法律の条項繰り上がりに伴う改正 (制度上の変更はない)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>改正前</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">第5条第12項</div> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="text-align: center;"> <p><b>改正後</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">第5条第11項</div> </div> </div>
施行日	平成26年4月1日

※地域主権一括法関係

1 1 議案第 1 1 号 土浦市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	地域主権一括法の制定により，地方公務員法が一部改正され一部基準が条例に委任されることに伴う改正
改正の主な内容	<p>○市条例の規定となる基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修学による部分休業が承認される期間(2年)</li> <li>・ 高齢者の部分休業が承認される対象年齢(55歳から)</li> </ul>
施行日	平成 26 年 4 月 1 日

※地域主権一括法関係

1 2 議案第 1 2 号 土浦市社会教育委員条例の全部改正

改正の趣旨	地域主権一括法の制定により，社会教育法が一部改正され一部基準が条例に委任されることに伴う改正（全ての条に変更があるため全部改正となる）
改正の主な内容	<p>○市条例の規定となる基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会教育委員の職務の基準(社会教育に関する委員会への助言等)</li> <li>・ 社会教育委員の教育委員会の委嘱の基準(下記の者から委嘱) <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校教育及び社会教育の関係者</li> <li>(2) 家庭教育の向上に資する行動を行う者</li> <li>(3) 学識経験者</li> </ul> </li> <li>・ 定員(20名以内)</li> <li>・ 任期(2年)</li> </ul>
施行日	平成 26 年 4 月 1 日

※地域主権一括法関係

13 議案第13号 土浦市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定

制定の趣旨	地域主権一括法の制定により、消防組織法が一部改正され一部基準が条例に委任されることに伴う条例の制定
条例の主な内容	<p style="text-align: center;"><b>○市条例の規定となる基準</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p><b>・消防長の資格</b></p><p>(1)本市の消防職員として消防事務に従事した者で、<b>消防本部次長の職、消防署長の職又は消防本部の課長の職に1年以上あったものであること。</b></p><p>(2)本市の行政事務に従事した者で、市長の直近下位の内部組織の<b>部長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。</b></p><p><b>・消防署長の資格</b></p><p>本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、<b>消防司令以上の階級に1年以上あったものであること。</b></p></div>
施行日	平成26年4月1日

14 議案第14号 土浦市母子生活支援施設条例の廃止について

改正の趣旨	土浦市母子生活支援施設(新川ホーム)廃止に伴う条例の廃止
改正の主な内容	<div style="text-align: center;"> <p><b>○新川ホームについての条例廃止の経緯について</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和26年母子寮として設置</li> <li>・平成10年から母子生活支援施設</li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅形態・生活形態等により需要減少 (風呂・廊下共同, 門限, 生活指導など)</li> <li>・平成23年から新規入所なし</li> <li>・平成25年入居者が退所(後入所なし)</li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用対効果減少(利用者なしでも常勤の指導員等の配置が必要)</li> <li>・市営団地など代替施設への入居</li> <li>・緊急支援及び一時保護など対策整備</li> <li>・<b>新川ホーム運営休止</b></li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 20%; text-align: center;"> <p><b>条例廃止</b></p> </div> </div>
施行日	平成26年4月1日



15 議案第15号 土浦市都和小学校児童通学バス運行に関する条例の廃止について

改正の趣旨	土浦市都和小学校児童通学バス運行の負担金無料化等による条例の廃止
改正の主な内容	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 20px; text-align: center;"> <p><b>○都和小学校児童通学バスの条例廃止の経緯について</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年度より路線バス廃止により運行開始</li> <li>・都和小学校児童のうち、栗野・今泉 小山崎方面の児童</li> <li>・登校時 1 回 下校時 2 回 日 3 回運行</li> <li>・<b>条例で月額 3,000 円の負担金徴収を 定めている。</b></li> </ul> </div> <p style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校適正配置実施 (土浦小学校・宍塚小学校統合)</li> <li>・通学距離が遠距離となる児童への対応が必要</li> </ul> </div> <p style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールバスについての運行方針を策定</li> <li>・運行管理要綱を策定</li> <li>・都和小学校児童と土浦小学校児童（宍塚，矢作， 飯田，佐野子，粕毛及び虫掛）の利用範囲を規定</li> <li>・<b>保護者への負担を軽減するため，負担額無料化</b></li> </ul> </div> <p style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 40%; text-align: center;"> <p><b>条例廃止</b></p> </div> </div>
施行日	平成 26 年 4 月 1 日

★議案第16号 ～ 議案第46号 消費税増税に伴う条例改正について

※施行日 平成26年4月1日

No.	議案番号	例規名	使用料等の内容
1	16	土浦市行政財産使用料条例の一部改正	行政財産使用料
2	17	土浦市手数料条例の一部改正の一部改正	危険物等の検査手数料
3	18	土浦市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正	撤去自転車保管手数料
4	19	土浦市自転車駐車場条例の一部改正	駐輪場使用料
5	20	土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正	し尿・浄化槽汚泥搬入手数料
6	21	土浦市霊園条例の一部改正	霊園管理料
7	22	土浦市営斎場条例の一部改正	式場使用料
8	23	土浦市総合福祉会館条例の一部改正	【指定管理】社会福祉センター, 男女共同参画センター, 青少年センター 施設使用料
9	24	土浦市新治総合福祉センター条例の一部改正	ふれあいホール使用料
10	25	土浦市ふれあいセンター条例の一部改正	多目的ホール利用料
11	26	土浦市農業センター条例の一部改正	施設利用料
12	27	土浦市農業集落排水処理施設条例の一部改正	農業集落排水処理施設使用料
13	28	土浦市勤労者総合福祉センター条例の一部改正	施設・附属設備利用料金 ワークヒル土浦
14	29	土浦市勤労青少年ホーム条例の一部改正	施設使用料
15	30	土浦市公設地方卸売市場条例の一部改正	卸売に関する料金
16	31	土浦まちかど蔵条例の一部改正	施設利用料金
17	32	土浦市小町の館条例の一部改正	施設利用料金
18	33	土浦市都市公園条例の一部改正	テニスコート利用料等
19	34	土浦市駐車場条例の一部改正	駐車場使用料(平成26年度市管理)
20	35	土浦市下水道条例の一部改正	下水道使用料
21	36	土浦市生涯学習館条例の一部改正	施設使用料
22	37	土浦市立公民館条例の一部改正	公民館使用料
23	38	土浦市青少年の家条例の一部改正	施設使用料
24	39	霞ヶ浦文化体育施設条例の一部改正	体育館施設利用料
25	40	土浦市体育施設の利用に関する条例の一部改正	施設・附属設備使用料 (川口運動公園・神立公園・乙戸沼ファミリースポーツ公園)
26	41	土浦市立武道館条例の一部改正	施設使用料
27	42	土浦市新治運動公園条例の一部改正	施設使用料
28	43	土浦市新治トレーニングセンター条例の一部改正	施設使用料
29	44	土浦市立土浦市民会館条例の一部改正	施設・附属設備利用料
30	45	土浦市亀城プラザ条例の一部改正	施設・附属設備利用料
31	46	土浦市水道事業給水条例の一部改正	水道料金等

★平成26年度予算

【予算 11件】

- 1 議案第47号 平成26年度土浦市一般会計予算
- 2 議案第48号 平成26年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 3 議案第49号 平成26年度土浦市駐車場事業特別会計予算
- 4 議案第50号 平成26年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第51号 平成26年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第52号 平成26年度土浦市介護保険特別会計予算
- 7 議案第53号 平成26年度土浦市下水道事業特別会計予算
- 8 議案第54号 平成26年度土浦市公設地方卸売市場事業特別会計予算
- 9 議案第55号 平成26年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算
- 10 議案第56号 平成26年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計予算
- 11 議案第57号 平成26年度土浦市水道事業会計予算

☆予算総括表

千円

会 計 別		平成26年度	平成25年度	比較
一般会計		57,270,000	52,410,000	4,860,000
特別会計	公共用地先行取得事業	326,758	238,221	88,537
	駐車場事業	321,633	250,546	71,087
	国民健康保険	16,582,010	15,526,814	1,055,196
	後期高齢者医療	1,375,348	1,340,667	34,681
	介護保険	9,241,413	8,864,643	376,770
	下水道事業	5,143,347	5,673,380	△ 530,033
	公設地方卸売市場事業	156,845	12,845	144,000
	農業集落排水事業	132,529	138,568	△ 6,039
	土浦駅前北地区市街地再開発事業	310,234	110,495	199,739
	水道事業	5,062,883	4,410,821	652,062
	特別会計計	38,653,000	36,567,000	2,086,000
合 計		95,923,000	88,977,000	6,946,000

一般会計歳入歳出予算

千円

区 分		平成26年度	平成25年度	比較
歳入	市税	22,441,540	21,978,423	463,117
	地方譲与税	458,015	482,000	△ 23,985
	各県税交付金	2,078,886	1,724,100	354,786
	地方特例交付金	68,539	78,000	△ 9,461
	地方交付税	3,721,000	3,821,000	△ 100,000
	分担金及び負担金	678,385	668,204	10,181
	使用料及び手数料	1,001,489	1,010,060	△ 8,571
	国庫支出金	7,878,241	6,331,214	1,547,027
	県支出金	2,577,790	2,685,336	△ 107,546
	財産収入	77,359	109,751	△ 32,392
	寄付金	1,002	1,002	0
	繰入金	5,622,249	2,311,486	3,310,763
	繰越金	1	1	0
	諸収入	1,079,803	2,695,776	△ 1,615,973
	市債	9,544,300	8,469,700	1,074,600
	その他	41,401	43,947	△ 2,546
	合 計	57,270,000	52,410,000	4,860,000
歳出	議会費	405,107	402,706	2,401
	総務費	9,257,326	5,151,838	4,105,488
	民生費	17,176,049	15,754,473	1,421,576
	衛生費	4,719,994	3,627,859	1,092,135
	農林水産費	958,365	802,042	156,323
	商工費	882,403	962,027	△ 79,624
	土木費	7,836,724	9,876,470	△ 2,039,746
	消防費	3,351,877	2,101,206	1,250,671
	教育費	7,714,770	7,183,173	531,597
	公債費	4,873,898	4,718,999	154,899
	諸支出金	0	1,611,880	△ 1,611,880
	災害復旧費	53,487	177,327	△ 123,840
	予備費	40,000	40,000	0
	合 計	57,270,000	52,410,000	4,860,000

**【補正予算 2件】**

- 1 議案第58号 平成25年度土浦市一般会計補正予算（第7回）
- 2 議案第59号 平成25年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第3回）

☆予算総括表

千円

会計別	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	53,201,783	1,193,732	54,395,515
特別会計（下水道事業）	6,954,797	84,145	7,038,942
合計（全会計）	91,236,211	1,277,877	92,514,088

一般会計歳入歳出予算

千円

区分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	国庫支出金	6,699,327	489,216	7,188,543
	繰入金	2,198,194	4,500	2,202,694
	繰越金	333,318	23,116	356,434
	市債	8,462,400	676,900	9,139,300
	合計	53,201,783	1,193,732	54,395,515
歳出	農林水産業費	805,674	10,490	816,164
	土木費	9,712,223	124,545	9,836,768
	教育費	7,429,457	1,058,697	8,488,154
	合計	53,201,783	1,193,732	54,395,515

☆主な補正予算の内容

『平成25年度国の補正予算（第1号）』対象事業

【一般会計】

○農林水産業費

- ・一般土地改良事業（常名地区かんがい排水及び農道整備事業…10,490千円）

○土木費

- ・急傾斜地崩壊対策事業（木田余地区急傾斜地崩壊対策事業（県事業）負担金…18,000千円）
- ・市道路面下空洞調査事業（市道路面課空洞調査委託…18,000千円）
- ・道路ストック総点検事業（路面性状調査、照明施設・擁壁・法面点検委託…42,400千円）
- ・真鍋神林線延伸道路整備事業（真鍋神林線延伸道路工事費、用地費…46,000千円）

○教育費

- ・土浦小学校校舎及び屋内運動場改築事業（校舎解体工事費…120,367千円）
- ・小学校施設耐震化事業（下高津、荒川沖、右俣小学校校舎耐震化工事費…897,330千円）
- ・幼稚園施設耐震化事業（大岩田幼稚園園舎耐震化工事費…41,000千円）

【下水道事業】

- ・公共下水道整備事業（公共下水道（汚水）整備工事費…66,000千円）
- ・流域下水道事業（霞ヶ浦湖北流域下水道事業市町村負担金…18,145千円）

## 【新市建設計画の変更】

### 【参 考】

#### ○東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律

(地方債の特例)

##### 第二条

平成二十三年度において旧合併特例法第十一条の二第一項の規定により**地方債を起こすことができる合併市町村に対する同項の規定の適用**については、同項中「十年度」とあるのは、「十五年（合併市町村が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項 に規定する特定被災地方公共団体である場合又は同条第三項 に規定する**特定被災区域をその区域とする市町村である場合にあっては、二十年度**）」とする。

#### ○市町村の合併の特例に関する法律

(市町村建設計画の作成及び変更)

##### 第五条

7 合併市町村は、その**議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。**

##### 附則 第二条

2 前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに行われた地方自治法第7条第1項又は第3項の規定による申請（以下「合併申請」という。）に係る市町村の合併については、この法律は、**同日後もなおその効力を有する。**ただし、平成18年3月31日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われないときは、同日後は、この限りでない。

## 1 議案第60号 新市建設計画の変更について

目的	合併特例債を有効に活用し、主要工事を着実に推進するため、新市建設計画の期間の延長を行う
変更の主な内容	(1)計画期間の見直し(延長) ・計画の延長… <b>平成32年度まで5年延長</b> (東日本大震災による特例措置) (2)その他 ・期間延長に対応した財政計画の作成 ・統計データの更新 ・記述の整理等

## 【契約 1件】

### 【参考】

#### ○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例

- ・ 予定価格 1億5,000万円以上の工事又は製造の請負

## 1 議案第61号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事 請負契約の締結について

名 称	茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事 請負契約
工 事 場 所	茨城県内全域
工 事 内 容	消防救急デジタル無線整備工事 一式 高機能消防共同指令センター整備工事 一式
契 約 金 額	8,009,280,000円 (うち土浦市負担額 393,894,000円)
契 約 の 相 手 方	東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社
契 約 の 方 法	事後審査型一般競争入札

## 【財産の貸付 1件】

### 【参考】

#### ○地方自治法

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない

- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

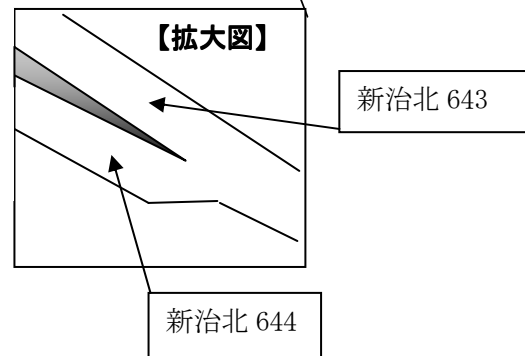
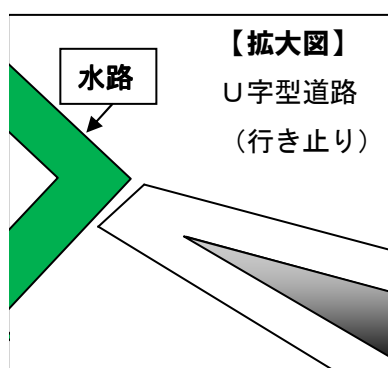
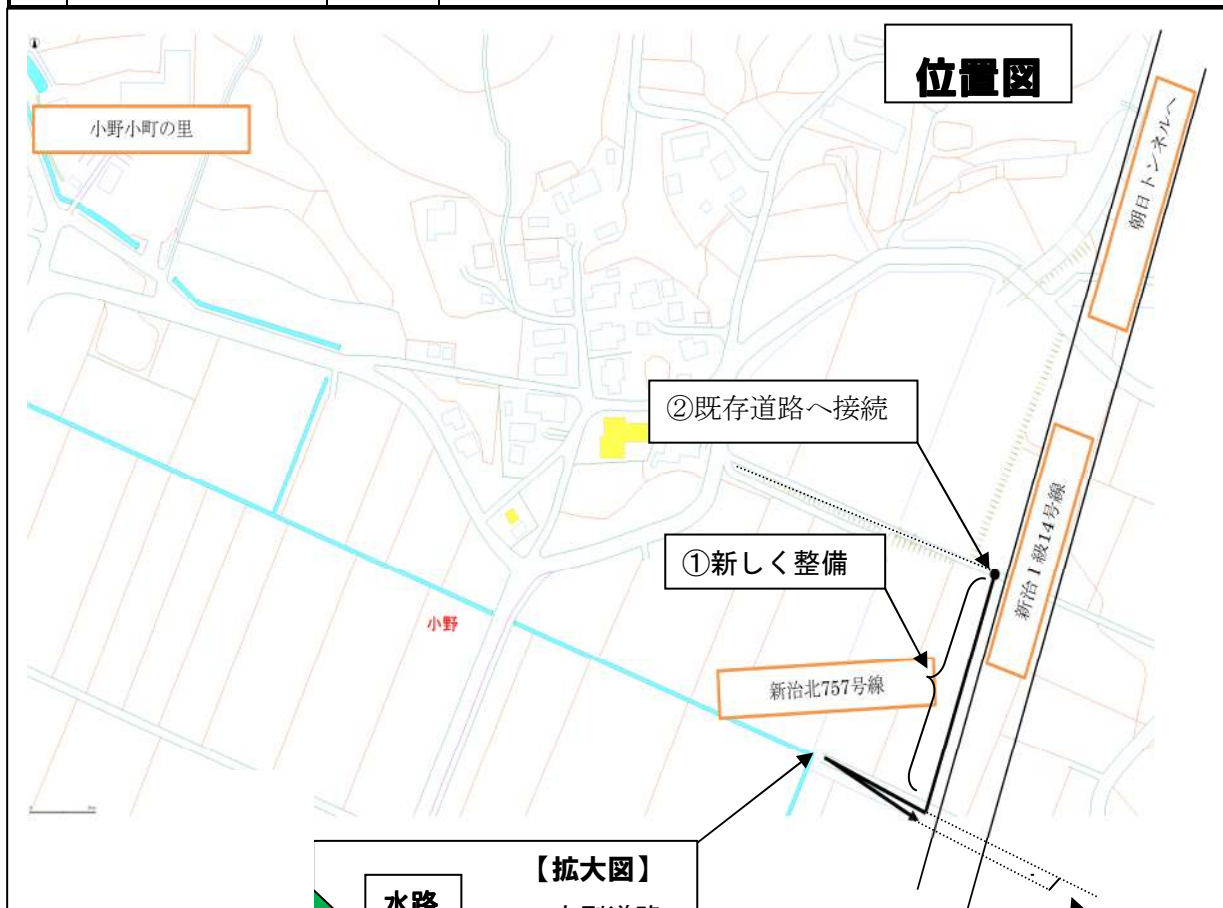
## 1 議案第62号 財産の貸付けについて

貸 付 の 目 的	庁舎の一部を商業施設として貸付け
貸 付 物 件	所 在 地：土浦市大和町1番 名 称：ウララ 貸 付 け 部 分：地下1階の一部及び付帯施設 貸 付 け 床 面 積：4065.1㎡
貸 付 の 相 手 方	茨城県つくば市西大橋599番地1 株式会社カスミ 代表取締役 藤田 元宏
貸 付 額	年額14,756,280円(税別)
貸 付 期 間	開店日から10年間

**【市道の路線の認定等 3件】**

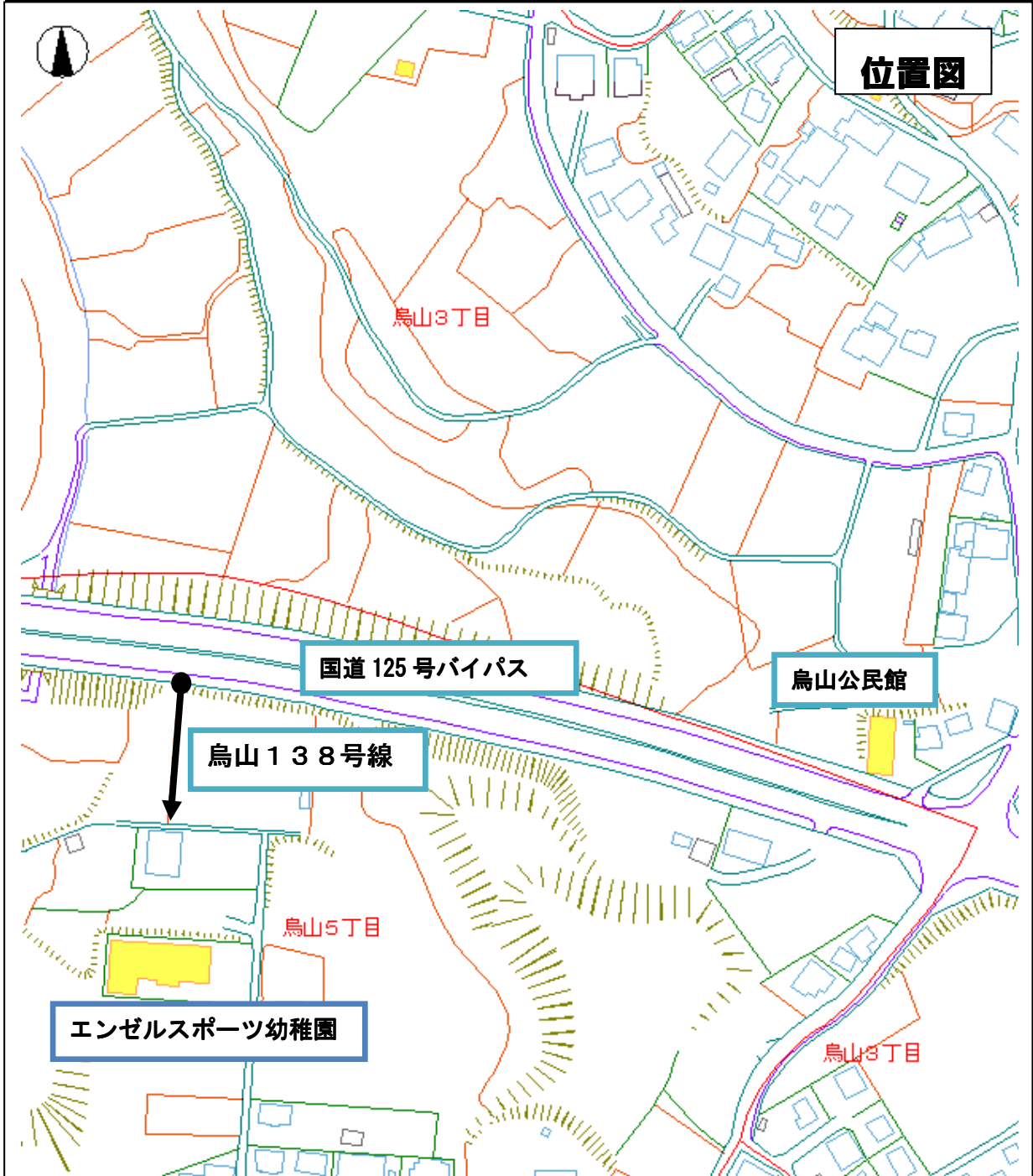
**1 議案第63号 市道の路線の認定について**

1	新治北 757 号線	概要	I 級 14 号線(朝日トンネル)整備に伴う認定
		起点	自 小野 1364-1
		終点	至 小野 1439-2
		延長	200.7m
		幅員	2.80m~4.00m



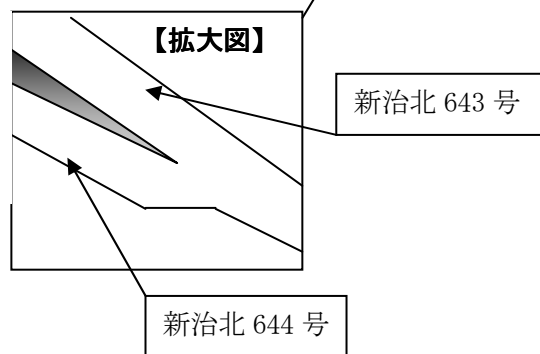
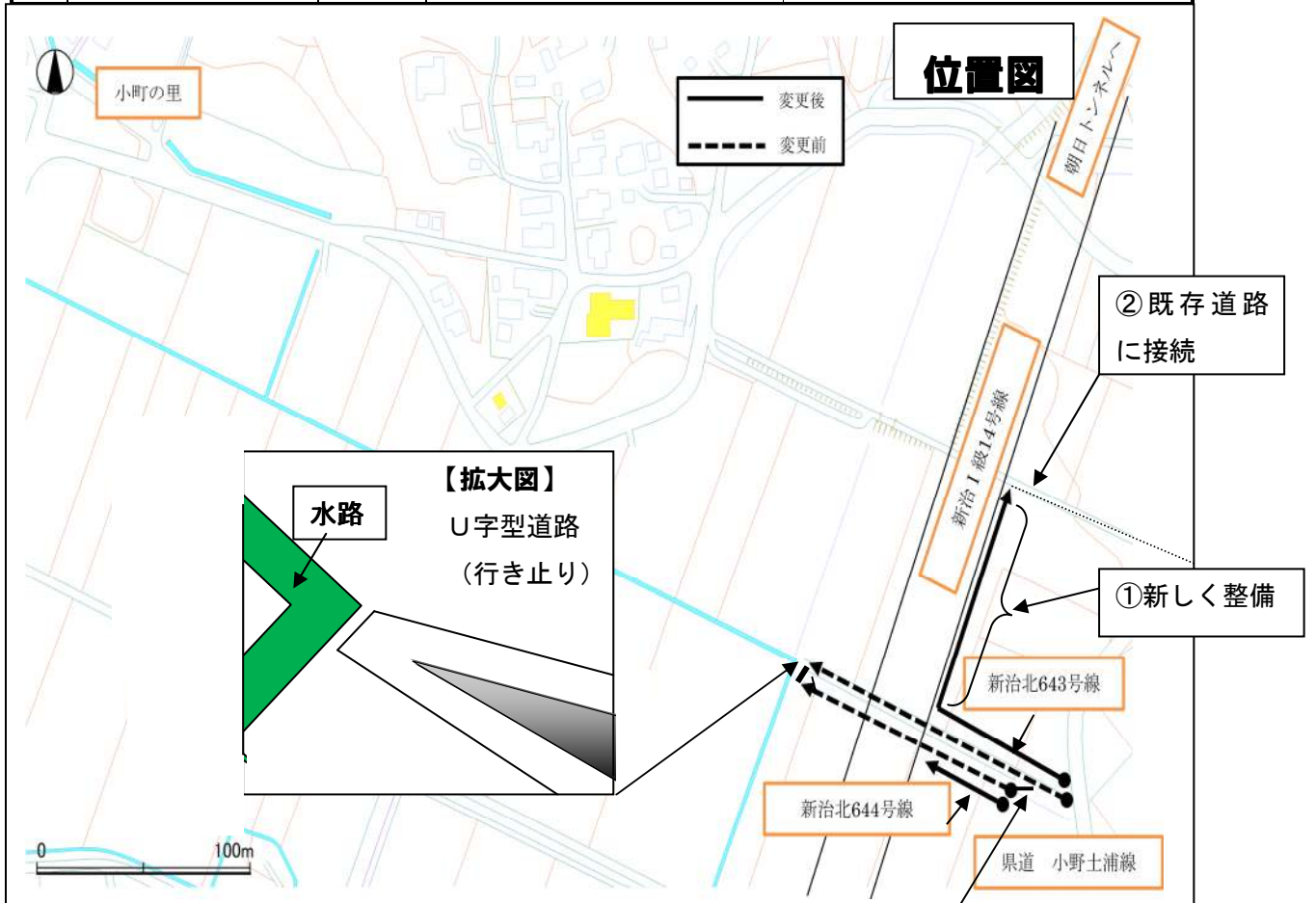


2	鳥山 138 号線	概要	保育園の新築工事による寄付行為に伴う認定
		起点	自 鳥山 5 丁目 2030-1
		終点	至 鳥山 5 丁目 2032
		延長	42.00m
		幅員	5.00m

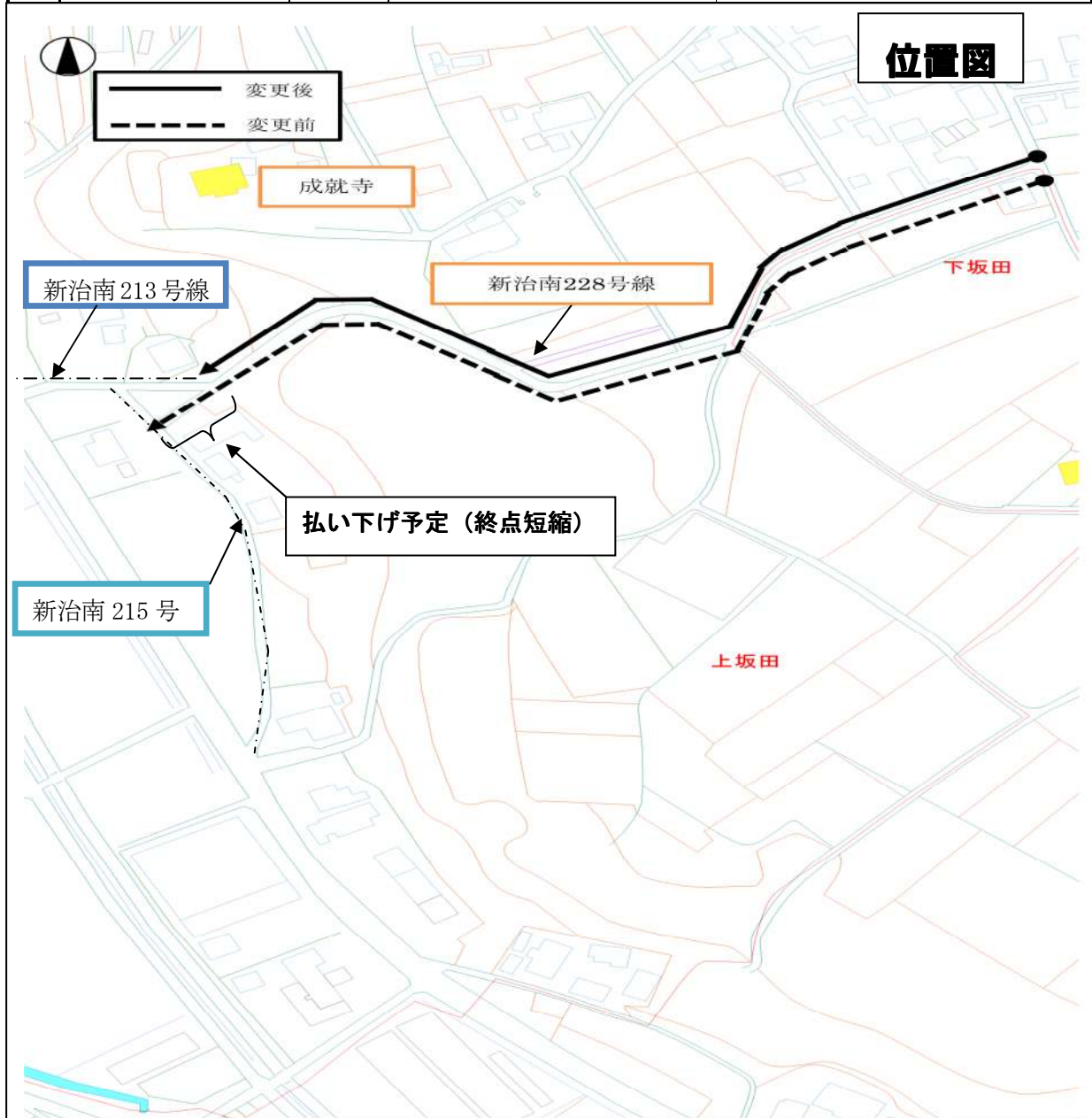


## 2 議案第64号 市道の路線の変更について

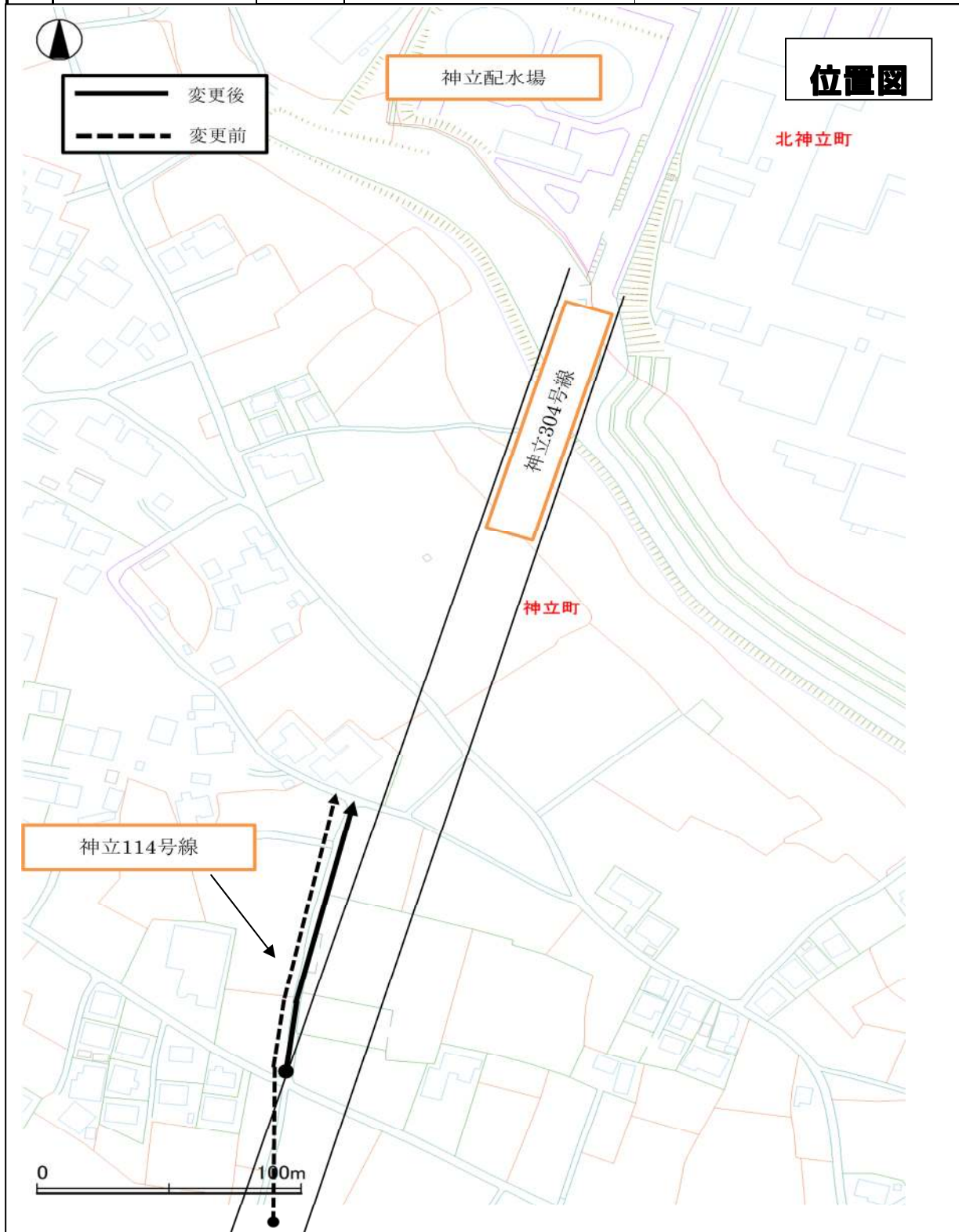
1	新治北 643 号線	概要	市道 I 級 14 号線(朝日トンネル)整備に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 小野 1369	自 小野 1369
		終点	至 小野 1440	至 小野 1364-2
		延長	136.20m	163.60m
	幅員	4.00m	4.00m	
2	新治北 644 号線	概要	市道 I 級 14 号線(朝日トンネル)整備に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 小野 1368	自 小野 1368
		終点	至 小野 1440	至 小野 1367-2
		延長	100.20m	22.50m
	幅員	3.00m	3.00m	



3	新治南 228 号線	概要	道路整備に伴う、土地の払い下げに伴う終点の変更	
			変更前	変更後
		起点	自 上坂田 1140-3	自 上坂田 1140-3
		終点	至 上坂田 631	至 上坂田 631
		延長	351.00m	331.00m
		幅員	2.50m~5.00m	2.50m~5.00

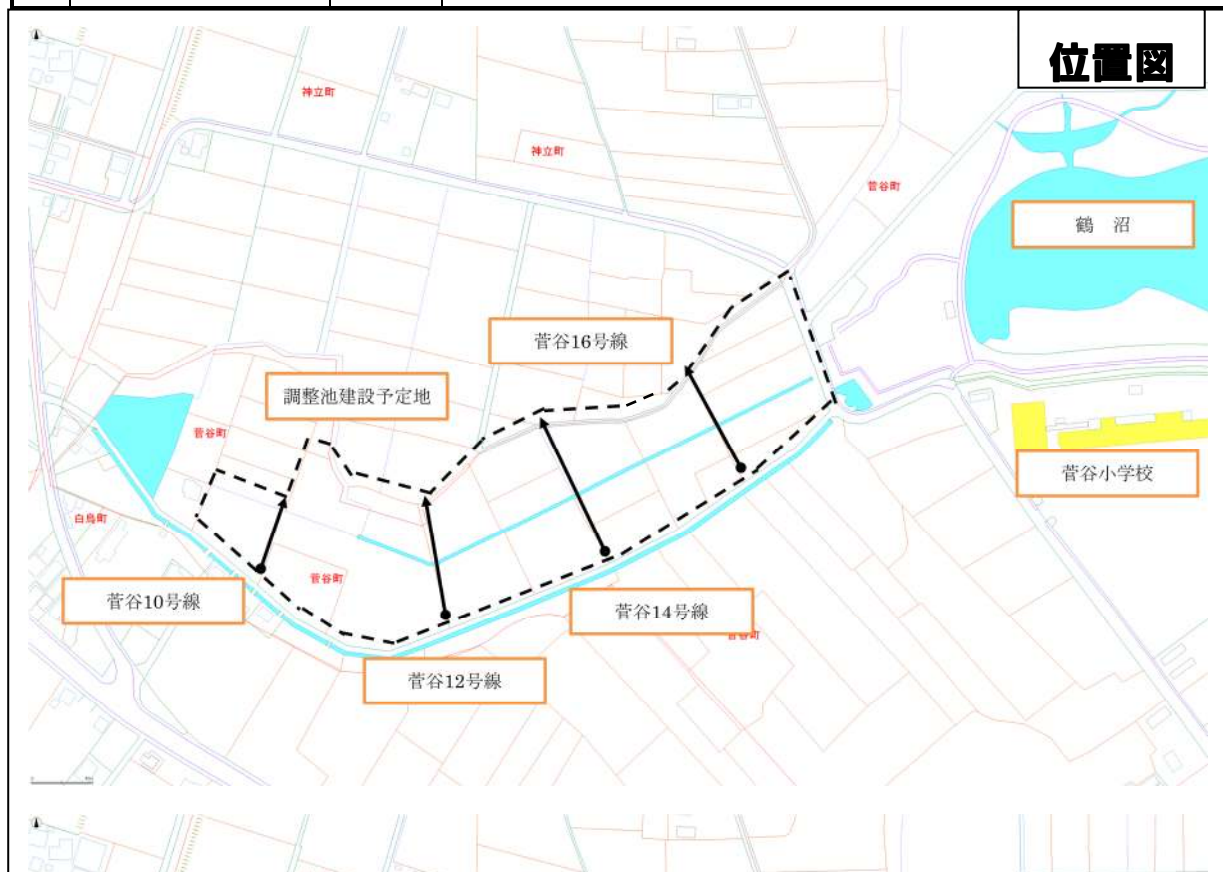


4	神立 114 号線	概要	神立 304 号線(木田余神立線)開通に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 神立 2144	自 神立 2154-1
		終点	至 神立 2492	至 神立 2492
		延長	224.80m	104.80m
		幅員	2.10m~5.65m	2.10m~5.65m



### 3 議案第65号 市道の路線の廃止について

1	菅谷 10 号線	概要	神立菅谷雨水幹線(調整池)整備に伴う廃止
		起点	自 菅谷 1503
		終点	至 菅谷 1510
		延長	51.55m
		幅員	4.00m
2	菅谷 12 号線	概要	神立菅谷雨水幹線(調整池)整備に伴う廃止
		起点	自 菅谷 1493
		終点	至 菅谷 1497
		延長	80.91m
		幅員	4.00m
3	菅谷 14 号線	概要	神立菅谷雨水幹線(調整池)整備に伴う廃止
		起点	自 菅谷 1481
		終点	至 菅谷 1487
		延長	102.54m
		幅員	4.00m
4	菅谷 16 号線	概要	神立菅谷雨水幹線(調整池)整備に伴う廃止
		起点	自 菅谷 1471
		終点	至 菅谷 1477
		延長	76.32m
		幅員	4.00m



## 【区域の変更 2件】

### 【参考】

#### ○地方自治法

##### 第二百六十条

市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

### 1 議案第66号 町の区域の変更について

変更の理由	土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業に伴い町の区域に一部変更が生じるため
事業名	土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業
変更内容	有明町の一部を大和町に編入
施行地区面積	0.8ha
権利変更予定日	平成27年5月

### 2 議案第67号 字の区域の変更について

変更の理由	県営畑地帯総合整備事業坂田地区土地改良事業に伴い字の区域の変更が生じるため
事業名	県営畑地帯総合整備事業坂田地区土地改良事業
変更内容	坂田地区土地改良事業により、新しく整理された区画を基に字を変更
施行地区面積	41.0ha
換地処分予定日	平成26年3月

## 【訴えの提起 1件】

### 【参考】

#### ○地方自治法

##### 第九十六条

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十二 普通地方公共団体がその当時者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（中略）、和解（中略）、斡旋、調停及び仲裁に関すること

### 1 議案第68号 訴えの提起について

#### 市営住宅の滞納家賃の納付及び明渡しを求める訴えの提起

##### 訴訟対象者

住 宅 名	入 居 者	年 齢	滞納金額 (H25.12.13現在)	
			月数	(円)
大岩田団地	女性	46	29	757,400

## 平成 26 年第 1 回市議会定例会追加議案

### 【補正予算 8 件】

- 1 議案第 69 号 平成 25 年度土浦市一般会計補正予算(第 8 回)
- 2 議案第 70 号 平成 25 年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 回)
- 3 議案第 71 号 平成 25 年度土浦市後期高齢者医療特別補正会計予算(第 2 回)
- 4 議案第 72 号 平成 25 年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第 3 回)
- 5 議案第 73 号 平成 25 年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第 4 回)
- 6 議案第 74 号 平成 25 年度土浦市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第 1 回)
- 7 議案第 75 号 平成 25 年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)
- 8 議案第 76 号 平成 25 年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算(第 2 回)

### ☆予算総括表

千円

会 計 別		補正前の額	補正額	補正後計
一般会計		54,395,515	499,697	54,895,212
特別会計	国民健康保険	15,615,827	606,845	16,222,672
	後期高齢者医療	1,335,965	5,407	1,341,372
	介護保険	8,938,302	△ 3,441	8,934,861
	下水道事業	7,038,942	△ 204,653	6,834,289
	公設地方卸売市場事業	12,845	△ 3,602	9,243
	農業集落排水事業	169,754	△ 2,668	167,086
	土浦駅前北市街地再開発事業	120,832	0	120,832
合 計 (全会計)		92,514,088	897,585	93,411,673



一般会計歳入歳出予算

千円

区 分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	市税	21,978,423	496,064	22,474,487
	地方譲与税	482,000	△ 16,733	465,267
	各県税交付金	1,724,100	△ 28,999	1,695,101
	地方特例交付金	78,000	△ 5,854	72,146
	地方交付税	3,821,000	△ 97,041	3,723,959
	分担金及び負担金	668,204	△ 7,365	660,839
	使用料及び手数料	1,010,060	59,577	1,069,637
	国庫支出金	7,188,543	40,134	7,228,677
	県支出金	2,844,821	△ 90,835	2,753,986
	財産収入	109,751	△ 26,053	83,698
	寄付金	2,002	1,042	3,044
	繰入金	2,202,694	△ 181,766	2,020,928
	繰越金	356,434	1,413,297	1,769,731
	諸収入	2,746,236	46,929	2,793,165
	市債	9,139,300	△ 1,102,700	8,036,600
	その他	43,947	0	43,947
	合 計	54,395,515	499,697	54,895,212
歳出	議会費	400,020	0	400,020
	総務費	5,135,537	786,481	5,922,018
	民生費	16,120,987	539,314	16,660,301
	衛生費	3,617,167	△ 201,653	3,415,514
	農林水産業費	816,164	△ 41,522	774,642
	商工費	1,068,987	△ 1,895	1,067,092
	土木費	9,836,768	△ 215,734	9,621,034
	消防費	2,337,617	△ 146,546	2,191,071
	教育費	8,488,154	△ 206,848	8,281,306
	公債費	4,744,907	0	4,744,907
	諸支出金	1,611,880	0	1,611,880
	災害復旧費	177,327	△ 11,900	165,427
	予備費	40,000	0	40,000
	合 計	54,395,515	499,697	54,895,212

☆主な補正予算の内容

- 国民健康保険特別会計繰出金の増…631,582千円
- 財政調整基金積立金の増…866,000千円
- 新庁舎整備事業の減…△55,807千円
- 各種予防接種事業の減…△108,936千円
- 常名虫掛線街路事業の減…△231,329千円
- 消防拠点施設整備事業の減…△54,742千円  
消防救急無線デジタル化等共同整備事業の減…△91,804千円
- 土浦小学校校舎及び屋内運動場改築事業の減…△80,547千円

# 平成 26 年第 1 回市議会定例会最終日追加議案

## 【人事 2 件】

### 1 議案第 77 号 土浦市教育委員会委員の任命の同意について

○任期満了の委員 橋本 重信 委員 H26.3.27 任期満了 1 期

### 2 議案第 78 号 土浦市公平委員会委員の選任の同意について

○任期満了の委員 須田 義之 委員 H26.3.26 任期満了 2 期